

専決処分について（損害賠償額の決定）

本件は、土木作業車の交通事故の損害賠償額の決定について専決処分しましたので、報告するものです。

【専決処分をした日（損害賠償額を決定した日）】

令和6年10月31日

【概要】

令和6年6月18日、港区新橋四丁目5番の特別区道第1,013号線道路上において、区の土木作業車が交差点付近に停車していたところ、特別区道第1,005号線から特別区道第1,013号線方面に右折してきた相手方の普通乗用自動車と土木作業車とが衝突し、相手方自動車の前部左側のバンパー等が損傷した交通事故に伴う損害賠償です。

【損害の状況及び損害額】

相手方自動車の前部左バンパー等が損傷しました。これに伴う損害額は、次のとおりです。

相手方：1,075,660円

【責任の割合】

区：10% 相手方：90%

【損害賠償額】

107,566円

【事故状況図】

